

平成25年10月8日

学生 各位

学生支援課長

日本学生支援機構奨学金適格認定基準の厳格化について(通知)

この度、日本学生支援機構より、適格認定が実効性を持つものとして機能するために、「適格基準の細目」内容をより明確化し、厳格に認定を行っていく旨の通知がございました。適格認定は、毎年奨学金の継続の際に行っているもので、成績や家計状況をもとに、奨学生としての資格の有無を確認し、継続の可否を認定するものです。資格を有しないと判断された者については、奨学生の資格を廃止し、奨学金の貸与を終了します。

今年度より、日本学生支援機構適格認定基準がより厳格化されます。(卒業延期決定者には、「廃止」が適用される。) 奨学生の皆様には、より一層勉学に励み、資格を失うことのないよう努めていただきたく、ご連絡いたします。皆様、日頃より努めていただいているとは思いますが、基準変更の件、ご承知おき下さいますようお願い致します。

(問合せ先)

国立大学法人 東京医科歯科大学

学生支援・保健管理機構

事務部学生支援課

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

TEL:03-5803-5078 FAX:03-5803-0105